

発議第1号

令和6年3月18日

下野市議会議長 石田陽一様

提出者	下野市議会議員	秋山幸男
賛成者	〃	大島昌弘
〃	〃	村尾光子
〃	〃	小谷野晴夫
〃	〃	貝木幸男
〃	〃	伊藤陽一

下野市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び下野市議会会議規則（平成18年下野市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

下野市条例第 号

下野市議会委員会条例の一部を改正する条例

下野市議会委員会条例（平成18年下野市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「建設水道部」を「都市建設部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>第1章 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 経済建設常任委員会 6人 産業振興部、<u>都市建設部</u>及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 略</p>	<p>第1章 (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 経済建設常任委員会 6人 産業振興部、<u>建設水道部</u>及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 略</p>